

個人情報保護の手引きの一部修正

平成29年5月30日から改正個人情報保護法が施行され、法律の対象要件の変更や、特に取り扱いに注意を要する個人情報(要配慮個人情報)の規定が加えられるなどの改正がなされました。

地域においては、これまでと同様に、対象世帯のプライバシーや信頼関係に配慮した適正な個人情報の取り扱いをすることで対応できますが、この「個人情報保護を正しく理解し共助の力を高めるために!」について、一部修正する必要が生じたため、本補足資料を作成しました。

今後も、地域活動者の皆様や関係機関・団体が連携し、地域の互助活動を高めていくため、個人情報の適正な取り扱いに留意しながら、活動に必要な情報は共有し、小地域福祉活動を進めていきましょう。

修正箇所

1ページ 項目② 『個人情報保護法を活用して安心して地域福祉活動を行う』

地域福祉活動者のみなさんも個人情報保護法の対象になりますが、これまでどおり適切な取り扱いをすることで安心して活動できます。

個人情報保護法の改正に伴う、文章の修正です。

修正箇所	修正内容(新)
本文	【修正】 個人情報保護法は、プライバシーの侵害への不安、個人情報保護関係法制の整備、個人情報漏えい事件等が背景となり、平成15年5月に施行されました。その後、 平成27年9月に改正され、平成29年5月30日より全面施行されました。 今回の改正では、法律の対象の要件が変更され、 個人情報を取り扱うすべての事業者が対象 になりました。多くの個人情報を取り扱う地域福祉活動においては、 民生委員・児童委員、福祉協力員等の地域福祉活動関係者も原則に沿って適切に情報を取り扱う必要があります。 地域福祉活動での個人情報の取り扱い方法については、本人の同意に基づく取得・活用や安全な保管方法をとるなどの、これまでと同様の適切な取り扱いで対応できます。
参考ホームページ	【修正】 個人情報保護法(個人情報保護委員会ホームページ) https://www.ppc.go.jp/
イラスト	【削除】 「イラスト(5,000件を超える個人情報取扱業者が対象!!)」

ホームページアドレスが変更になりました

修正箇所

2ページ 項目③ 『個人情報とは～特定の個人を識別できる情報』

不当な差別や偏見につながる個人情報は特に注意して取り扱しましょう。

修正箇所	修正内容(新)
本文	【追加】 ※本文最後尾に文章追加 その中でも個人の信条や、病歴、障害の有無といった、本人に対する不当な差別や偏見につながる個人情報は、「要配慮個人情報」として特に注意が必要です。

改正に伴い文章を追加しました



お問合せ先

○保健福祉局地域福祉部
地域福祉推進課

☎582-2060(直)

○北九州市社会福祉協議会地域福祉部地域支援課
○北九州市民生委員児童委員協議会事務局

【共通】☎873-1296(直)